



2025 年 7 月29 日

各 位

会 社 名 株式会社ミモナ
(コード番号 7117 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 道夫
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 徳山 博
T E L 0736 - 25 - 6639
U R L <https://www.mimona.co.jp/>

TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は2025年7月29日開催の取締役会において、2025年8月29日開催予定の第19期定時株主総会に付議する上場廃止申請および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

TOKYO PRO Market (以下「TPM」)に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止を申請することになります。

I. 上場廃止の件

1. 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2023年1月にTPMへ上場いたしました。TPM上場により、当社の認知度や信頼性が向上し事業の発展に寄与できたと考えており上場以来安定した成長を続けてまいりました。

しかしながら業界を取り巻く環境の変化や、当社が目指すさらなる成長に対応するためには、迅速かつ柔軟な意思決定が求められます。その中におきましても、当社はTPM上場により成長を図るための基盤を構築でき、当初の目的を一定程度果たしたと認識しております。

今後は、経営の自由度を高めスピード感のある経営判断を行うため上場廃止とし、これにより経営の効率化及び迅速な意思決定体制を構築することで、更なる事業基盤の強化および規模拡大並びに企業価値の向上を目指す方針といたしました。

2. 定時総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会において上場廃止申請の件を付議する予定です。

(1)	招集通知発送予定日	2025年8月14日(木曜日)
(2)	定時株主総会開催予定日	2025年8月29日(金曜日)
(3)	上場廃止申請書の提出予定日	2025年8月29日(金曜日)
(4)	上場廃止予定日	2025年9月30日(火曜日)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条）。

3. 担当J-Adviser について

今般策定した日程により当社がTOKYO PRO Market上場廃止の手続きを進めることに関しては、担当J-Adviserである株式会社日本M&Aセンターからは、上場廃止までの間は担当J-Adviserとしての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

II. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本定時株主総会において、上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、所定の手続きを経て当社株式は上場廃止となるため、非公開化に向けた定款の一部変更を行うものであります。

本議案による定款一部変更は、第1号議案による上場廃止がなされることを条件として、その上場廃止と同時に効力を生じさせるものといたします。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関構成)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の <u>ほか、次の機関を置く。</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役を 置く。
<u>1. 取締役会</u>	(削除)
<u>2. 監査等委員会</u>	(削除)
<u>3. 会計監査人</u>	(削除)
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 当社の公告方法は、電子公告と する。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をする	第5条 当社の公告方法は、電子公告と する。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をする

現行定款	変更案
ことができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。	ことができない場合は、<u>官報</u>に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第<u>8</u>条、第<u>9</u>条 (条文省略)	第<u>7</u>条、第<u>8</u>条 (現行どおり)
(新設)	(株式の譲渡制限)
	<u>第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。</u>
(新設)	(相続人等に対する株式の売渡請求)
	<u>第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。</u>
(株主名簿管理人)	(削除)
<u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u>	
<u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>	
<u>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。</u>	
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 当社の株主権行使の手続きそ	第11条 当社の株主権行使の手続きそ

現行定款	変更案
の他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。 第3章 株 主 総 会 第12条、第13条 （条文省略） （招集権者及び議長） 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> （電子提供措置等） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条、第17条 （条文省略） 第4章 取締役<u>及び取締役会</u> （取締役の員数） 第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は<u>10名以内とする。</u> 2 当社の監査等委員である取締役は、<u>3名以内とする。</u>	の他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役の協議</u>において定める株式取扱規程による。 第3章 株 主 総 会 第12条、第13条 （現行どおり） （招集権者及び議長） 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役の協議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> （削除） 第15条、第16条 （現行どおり） 第4章 取締役 （取締役の員数） 第17条 当社の取締役は7名以内とする。 （削除）

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) 2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 <u>取締役の互選により</u>代表取締役を選定する。 2 <u>取締役の協議により</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるとき</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	
<u>(取締役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(取締役会の決議の省略)</u>	
<u>第 2 4 条 当会社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>	(削除)
<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>	
<u>第 2 5 条 当会社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>	(削除)
<u>(取締役会規程)</u>	
<u>第 2 6 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>	
<u>(取締役の報酬等)</u>	(取締役の報酬等)
<u>第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>	<u>第 2 1 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 2 8 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	(削除)
<u>第 5 章 監査等委員会</u>	(削除)
<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 2 9 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>	(削除)
<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 3 0 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 3 1 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>	(削除)
第 6 章 計 算	第 6 章 計算

現行定款	変更案
第<u>32</u>条、第<u>33</u>条（条文省略） <u>（中間配当）</u> 第<u>34</u>条 当会社は、取締役会の決議によ り、毎年11月30日を基準日として中間配 当をすることができる。 第<u>35</u>条（条文省略） 附則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 第1条 当会社は会社法第426条第1項 の規定により、2023年11月28日 開催の臨時株主総会において決議された 定款一部変更の効力が生ずる前の任務を 怠ったことによる監査役（監査役であっ た者を含む。）の損害賠償責任を、法令 の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。 <u>（監査役の責任限定契約に関する経過措 置）</u> 第2条 2023年11月28日開催の臨 時株主総会終結前の監査役（監査役であ った者を含む。）と締結済みの責任限定 契約については、なお従前の例による。 （新設）	第<u>22</u>条、第<u>23</u>条（現行どおり） （削除） 第<u>24</u>条（現行どおり） 附則 （削除） 本定款の変更は、2025年8月29日開 催予定の定時株主総会に付議される「上場 廃止申請の件」が原案どおり承認可決され ることを条件として、2025年9月30日 に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人 の廃止については、2025年10月15 日に効力を生じる。 <u>なお、本附則は効力発生後にこれを削除す る。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025年8月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年9月30日(予定)

以上